

広島商工会議所 生命共済制度
独自給付制度 祝金請求書

提出日 平成 年 月 日

広島商工会議所 御中

下記の通り祝金を請求します。

住 所

事業所名

代表者名

㊞

太枠内をご記入のうえ裏面記載の必要書類を添付してください。

(フリガナ) 被保険者氏名	㊞	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
該当項目	結婚 ・ 出産 ・ 成人	発生日	平成 年 月 日

「発生日」については裏面をご参照ください。

※振込先は、現在、掛金を引落としている口座となります。

本請求書にご記入頂いた個人情報および添付書類は本制度の事務手続きのために利用します。

商工会議所記入欄

被保険者番号	加入年月日	加入口数
	S・H 年 月 日	口

給付金額	備考
円	

確認欄				

受付日

広島商工会議所「生命共済制度」祝金請求手続きについて（ご案内）

種類	結婚	出産	成人
	被保険者が結婚したとき	被保険者の子供が生まれたとき	被保険者が20歳になったとき
発生日	婚姻日	子供が生まれた日	20歳の誕生日
添付書類	婚姻受理証明書もしくは戸籍謄本、抄本の原本またはコピー。	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本、抄本もしくは住民票（続柄記載のあるもの）の原本又はコピー ・母子手帳、または健康保険証のコピー。 	運転免許証、健康保険証、身分証明書等のコピー。

【出産祝金について】

夫婦の両者が被保険者として加入している場合は、夫婦の両者それぞれに支払います。また多胎児の場合は人数分の祝金を支払います。

※次の場合はお支払できませんのでご注意ください。

- ・結婚・出産・成人した日から180日を経過して請求があったとき。
- ・事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき。
- ・支払に該当する場合であっても、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、生命共済制度の契約が失効になったとき。
- ・商工会議所が不適当としたとき。

【請求方法】

祝金請求書に必要事項をご記入のうえ、前項の添付書類とともに広島商工会議所会員チームまでご郵送ください。

〒730-8510 広島市中区基町5-4-4 広島商工会議所 会員チーム 電話 082-222-6631